

作成日 2024/01/30
改訂日

安全データシート

1. 化学品及び会社情報

製品名	速乾ブレーキ&パーツクリーナー
会社名	株式会社MonotaRO
所在地	〒660-0876 兵庫県尼崎市竹谷町2-183 リベル3階
担当者名	商品お問合せ窓口
電話番号	0120-443-509
FAX番号	0120-289-888
緊急連絡先	所在地と同じ
推奨用途	ブレーキ装置やベアリング、チェーン、機械部品等に付着した油汚れなどの除去
整理番号	M240130

2. 危険有害性の要約
化学品のGHS分類

物理化学的危険性	エアゾール 区分1
健康有害性	皮膚腐食性/刺激性 区分2 眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性 区分2A 発がん性 区分1A (エタノールのみ由来) 生殖毒性 区分1A 特定標的臓器毒性(単回ばく露) 区分2(中枢神経系 全身毒性) 特定標的臓器毒性(単回ばく露) 区分3(麻酔作用) 特定標的臓器毒性(反復ばく露) 区分1(肝臓) 特定標的臓器毒性(反復ばく露) 区分2(血液系 中枢神経系) 上記で記載がない危険有害性は、区分に該当しないか分類できない。

GHSラベル要素

絵表示



注意喚起語	危険
危険有害性情報	H222 極めて可燃性の高いエアゾール H229 高压容器: 熱すると破裂のおそれ H315 皮膚刺激 H319 強い眼刺激 H336 眠気又はめまいのおそれ H350 発がんのおそれ H360 生殖能又は胎児への悪影響のおそれ H371 全身毒性、中枢神経系の障害のおそれ H372 長期にわたる、又は反復ばく露による肝臓の障害 H373 長期にわたる、又は反復ばく露による血液系、中枢神経系の障害のおそれ
注意書き	
安全対策	使用前に取扱説明書入手すること。(P201) 全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。(P202) 熱、高温のもの、火花、裸火及び他の着火源から遠ざけること。禁煙。(P210)

	<p>裸火又は他の着火源に噴霧しないこと。(P211)</p> <p>使用後を含め、穴を開けたり燃やしたりしないこと。(P251)</p> <p>粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーを吸入しないこと。(P260)</p> <p>取扱い後はよく手を洗うこと。(P264)</p> <p>取扱い後はよく眼を洗うこと。(P264)</p> <p>この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。(P270)</p> <p>屋外又は換気の良い場所だけで使用すること。(P271)</p> <p>保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用すること。(P280)</p>
応急措置	<p>皮膚に付着した場合：多量の水と石鹼で洗うこと。(P302+P352)</p> <p>吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。(P304+P340)</p> <p>眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。(P305+P351+P338)</p> <p>ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師の診察／手当てを受けること。(P308+P313)</p> <p>気分が悪いときは、医師の診察／手当てを受けること。(P314)</p> <p>皮膚刺激が生じた場合：医師の診察／手当てを受けること。(P332+P313)</p> <p>眼の刺激が続く場合：医師の診察／手当てを受けること。(P337+P313)</p> <p>汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。(P362+P364)</p>
保管	<p>換気の良い場所で保管すること。容器を密閉しておくこと。(P403+P233)</p> <p>施錠して保管すること。(P405)</p> <p>日光から遮断し、50℃以上の温度にばく露しないこと。(P410+P412)</p>
廃棄	<p>内容物、容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。(P501)</p>

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別

混合物

化学名又は一般名	濃度又は濃度範囲	化学式	官報公示整理番号		CAS番号
			化審法	安衛法	
イソヘキサン	60.0～70.0%	(CH ₃) ₂ CH CH ₂ CH ₂ C H ₃	(2)-6	既存	107-83-5
エタノール	4.0～10.0%	CH ₃ CH ₂ O H	(2)-202	既存	64-17-5
イソプロピルアルコール	≤4.99%	CH ₃ CH(O H)CH ₃	(2)-207	既存	67-63-0
プロパン	20.0～30.0%	CH ₃ CH ₂ C H ₃	(2)-3	既存	74-98-6
二酸化炭素	≤5.0%	CO ₂	(1)-169	既存	124-38-9

4. 応急措置

吸入した場合

気分が悪い時は、医師に連絡すること。

吸入した場合、空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。

ばく露又はその懸念がある場合、医師の手当て、診察を受けること。

皮膚に付着した場合

皮膚に付着した場合、多量の水と石鹼で洗うこと。

汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯すること。

皮膚刺激が生じた場合、医師の診察、手当てを受けること。

ばく露又はその懸念がある場合、医師の手当て、診察を受けること。

眼に入った場合

眼に入った場合、水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。

眼の刺激が続く場合、医師の診察、手当てを受けること。

ばく露又はその懸念がある場合、医師の手当て、診察を受けること。

飲み込んだ場合

口をすすぐこと。

飲み込んだ場合、気分が悪いときは、医師に連絡すること。

ばく露又はその懸念がある場合、医師の手当て、診察を受けること。

5. 火災時の措置

適切な消火剤

粉末消火薬剤、泡消火薬剤、二酸化炭素、砂。

使ってはならない消火剤

棒状水。

火災時の特有の危険有害性

燃焼ガスには、一酸化炭素などの有毒ガスが含まれるので、消火作業の際には、煙の吸入を避ける。

火災時の特有の危険有害性

燃焼ガスには、一酸化炭素などの有毒ガスが含まれるので、消火作業の際には、煙の吸入を避ける。

熱、火花および火炎で容易に発火するおそれがある。

加熱により容器が爆発するおそれがある。

蒸気は空気と爆発性混合気を形成する。

特有の消火方法

消火作業は、風上から行う。

周辺火災の場合に移動可能な容器は、速やかに安全な場所に移す。

火災発生場所の周辺に関係者以外の立入りを禁止する。

関係者以外は安全な場所に退去させる。

消火活動を行う者の特別な保護具及び予防措置

消火作業では、適切な保護具(手袋、眼鏡、マスクなど)を着用する。

6. 漏出時の措置 人体に対する注意事項、 保護具及び緊急時措置	作業には、必ず保護具(手袋・眼鏡・マスクなど)を着用する。 多量の場合、人を安全な場所に退避させる。 必要に応じた換気を確保する。
環境に対する注意事項	漏出物を河川や下水に直接流してはいけない。
封じ込め及び浄化の方法 及び機材	漏出物を吸着剤(土、砂、ウエスなど)で吸着させ取り除いた後、残りをウエス、雑巾などでよく拭き取る。
二次災害の防止策	付近の着火源となるものを速やかに除くとともに消火剤を準備する。 床に漏れた状態で放置すると、滑り易くスリップ事故の原因となるため注意する。 漏出物の上をむやみに歩かない。 火花を発生しない安全な用具を使用する。
7. 取扱い及び保管上の注意 取扱い	<p>技術的対策</p> <p>蒸気またはヒュームやミストが発生する場合は、局所排気装置を設置する。 機器類は防爆構造とし、設備は静電気対策を実施する。</p> <p>取扱い場所の近くに、洗眼及び身体洗浄のための設備を設置する。</p>
安全取扱注意事項	<p>使用前に取扱説明書を入手すること。 すべての安全注意を読み理解するまで取扱わないこと。</p> <p>この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。</p> <p>取扱い後はよく手を洗うこと。</p> <p>屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。</p> <p>保護手袋、保護衣、保護眼鏡、保護面を着用すること。</p> <p>粉じん、煙、ガス、ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。</p> <p>内容物を直接吸入しないこと。多量に吸入すると窒息する危険性がある。</p> <p>熱、火花、裸火、高温のもののような着火源から遠ざけること。禁煙。</p> <p>裸火又は他の着火源に噴霧しないこと。</p>
保管	<p>接触回避</p> <p>衛生対策</p> <p>安全な保管条件</p> <p>使用後を含め、穴をあけたり燃したりしないこと。 容器を接地すること。アースを取ること。 火花を発生させない工具を使用すること。 静電気放電に対する予防措置を講ずること。 火気厳禁 『10. 安定性及び反応性』を参照。 取扱い後はよく手を洗うこと。 日光から遮断し、50℃以上の温度にばく露しないこと。 容器を密閉して換気の良い場所で保管すること。 施錠して保管すること。 凍結させないこと。</p>

火気厳禁

保管場所は壁、柱、床を耐火構造とし、かつ、はりを不燃材料で作ること。

保管場所の床は、床面に水が浸入し、又は浸透しない構造とすること。

保管場所の床は、危険物が浸透しない構造とするとともに、適当な傾斜をつけ、かつ、適当なためますを設けること。

保管場所には危険物を貯蔵し又は取り扱うために必要な採光、照明及び換気の設備を設ける。

安全な容器包装材料

消防法及び国連輸送法規で規定されている容器を使用する。

8. ばく露防止及び保護措置

	管理濃度	許容濃度(産衛学会)	許容濃度(ACGIH)
イソヘキサン	未設定	未設定	設定あり
エタノール	未設定	未設定	設定あり
イソプロピルアルコール	200ppm	【最大許容濃度】 400ppm(980mg/m ³)	設定あり
プロパン	未設定	未設定	設定あり
二酸化炭素	未設定	5000ppm(9000mg/m ³)	設定あり

	厚生労働大臣が定める濃度の基準	
	8時間濃度基準値	短時間濃度基準値/天井値
イソヘキサン	未設定	未設定
エタノール	未設定	未設定
イソプロピルアルコール	未設定	未設定
プロパン	未設定	未設定
二酸化炭素	未設定	未設定

許容濃度(ACGIH)参照先:<https://www.acgih.org/>

設備対策

蒸気またはヒュームやミストが発生する場合は、局所排気装置を設置する。

取扱い場所の近くに、洗眼及び身体洗浄のための設備を設置する。

機器類は防爆構造とし、設備は静電気対策を実施する。

保護具

呼吸用保護具

必要に応じて、適切な呼吸器用保護具を着用すること。

手の保護具

保護手袋を着用すること。

眼、顔面の保護具

保護眼鏡、保護面を着用すること。

皮膚及び身体の保護具 保護衣を着用すること。

9. 物理的及び化学的性質

物理状態

エアゾール

形状

液体

色

無色透明

臭い		特異臭
融点／凝固点		データなし
沸点又は初留点及び沸点		データなし
範囲		
可燃性		可燃性
爆発下限界及び爆発上限	下限	データなし
界／可燃限界		
	上限	データなし
引火点		≤ -20°C (タグ密閉式)
自然発火点		データなし
分解温度		データなし
pH		データなし
動粘性率		データなし
溶解度		非水溶性
n-オクタノール／水分配		データなし
係数		
蒸気圧		データなし
密度及び／又は相対密度		0.674±0.01
相対ガス密度		データなし
粒子特性		データなし
10. 安定性及び反応性		
反応性		情報なし
化学的安定性		通常の取扱い条件において安定である。
危険有害反応可能性		通常の取扱い条件において、危険有害な重合反応は生じない。
避けるべき条件		熱、火花、裸火、高温のものなどの着火源。 静電気、静電気火花。
混触危険物質		強酸、アルカリ、酸化剤、アミン類。
危険有害な分解生成物		燃焼により、一酸化炭素、二酸化炭素を発生する。
11. 有害性情報		
急性毒性	経口	急性毒性推定値が13169.5711423mg/kgのため区分に該当しないとした。
		毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。
	経皮	急性毒性推定値が5000mg/kg超のため区分に該当しないとした。
		毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。
	吸入	(気体) GHS定義による気体ではない。
		(蒸気) 急性毒性推定値が83835.8557114ppmのため区分に該当しないとした。
		毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。
		(粉じん・ミスト) データ不足のため分類できない。
皮膚腐食性／皮膚刺激性		区分2の成分合計が60%のため、区分2とした。
眼に対する重篤な損傷性		眼区分2B+眼区分2の成分合計が14.99%のため、区分2Aとした。
／眼刺激性		
呼吸器感作性		データ不足のため分類できない。
皮膚感作性		データ不足のため分類できない。
生殖細胞変異原性		データ不足のため分類できない。
発がん性		区分1Aの成分が10%のため、区分1Aとした。
生殖毒性		(生殖毒性) 区分1Aの成分が10%のため、区分1Aとした。 (生殖毒性・授乳影響)

特定標的臓器毒性(単回ばく露)		データ不足のため分類できない。 区分1(全身毒性)の成分が4.99%のため、区分2(全身毒性)とした。 区分1(中枢神経系)の成分が4.99%のため、区分2(中枢神経系)とした。 区分3(麻酔作用)の成分合計が35.01%のため、区分3(麻酔作用)とした。
特定標的臓器毒性(反復ばく露)		区分1(血液系)の成分が4.99%のため、区分2(血液系)とした。 区分1(肝臓)の成分が10%のため、区分1(肝臓)とした。 区分2(中枢神経系)の成分が10%のため、区分2(中枢神経系)とした。 ※区分2(肝臓)は4.99%含まれる。 ※区分2(呼吸器)は4.99%含まれる。 ※区分2(脾臓)は4.99%含まれる。 動粘性率が不明のため、分類できないとした。
誤えん有害性		
12. 環境影響情報		
水生環境有害性 短期(急性)		(毒性乗率 × 100 × 区分1)+(10 × 区分2)+区分3の成分合計が0%のため、区分に該当しないとした。 毒性未知成分を含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。
水生環境有害性 長期(慢性)		(毒性乗率 × 100 × 区分1)+(10 × 区分2)+区分3の成分合計が0%のため、区分に該当しないとした。 毒性未知成分を含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。
生態毒性		データなし
残留性・分解性		データなし
生体蓄積性		データなし
土壤中の移動性		データなし
オゾン層への有害性		データ不足のため分類できない。
13. 廃棄上の注意		
残余廃棄物		廃棄の前に、可能な限り無害化、安定化及び中和などの処理を行って危険有害性のレベルを低い状態にする。 内容物／容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に委託すること。
汚染容器及び包装		スプレー缶を廃棄する場合は、自治体により廃棄方法が異なるので該当する自治体の規定に従うこと。 空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。
14. 輸送上の注意		
国際規制	Regulatory Information by Sea	Complied with IMO.
	UN No.	1950
	Proper Shipping Name	AEROSOLS
	Class	2.1
	Marine Pollutant	Not applicable

	Transport in bulk according to MARPOL 73/78, Annex II, and the IBC code	Not applicable
	Regulatory Information by Air	Complied with ICAO/IATA.
	UN No.	1950
	Proper Shipping Name	AEROSOLS
	Class	2.1
国内規制	陸上規制	消防法の規定に従う。
	海上規制情報	船舶安全法の規定に従う。
	国連番号	1950
	品名	エアゾール
	国連分類	2.1
	海洋汚染物質	非該当
	MARPOL73/78付属書Ⅱ及びIBCコードによるばら積み輸送される液体物質	非該当
	航空規制情報	航空法の規定に従う。
	国連番号	1950
	品名	エアゾール
	国連分類	2.1
特別の安全対策		移送時にイエローカードを携行する。 食品や飼料と一緒に輸送してはならない。 輸送に際しては、直射日光を避け、容器の破損、腐食、漏れのないように積み込み、荷崩れの防止を確実に行う。
緊急時応急措置指針番号		126+128
15. 適用法令 労働安全衛生法		作業環境評価基準(法第65条の2第1項) 名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57条第1項、施行令第18条第1号、第2号別表第9) 危険物・引火性の物(施行令別表第1第4号) 危険物・可燃性のガス(施行令別表第1第5号) 名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号別表第9) エタノール(政令番号:61)(1%-10%)(営業秘密) プロピルアルコール(政令番号:494)(4.99%) ヘキサン(政令番号:520)(50%-60%)(営業秘密)
労働安全衛生法(令和6年4月1日以降)		特殊健康診断対象物質・現行取扱労働者(法第66条第2項、施行令第22条第1項) 名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57条第1項、施行令第18条第1号～第2号別表第9)

名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2第1項、施行令第18条の2第1号～第2号別表第9)

エタノール(政令番号:61)(1%-10%)(営業秘密)

プロピルアルコール(政令番号:494)(4.99%)

ヘキサン(政令番号:520)(50%-60%)(営業秘密)

労働安全衛生法に基づく
ラベル表示・SDS交付等
の義務対象物質(令和8
年4月1日施行予定分)

名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57条
第1項、施行令第18条第1号、第2号別表第9)

名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条
の2、施行令第18条の2第1号、第2号別表第9)

プロパン(政令番号:1768)(20%-30%)(営業秘
密)

二酸化炭素(政令番号:1463)(1%-10%)(営業秘
密)

毒物及び劇物取締法
化学物質排出把握管理促
進法(PRTR法)

非該当

非該当

化審法
消防法
大気汚染防止法

優先評価化学物質(法第2条第5項)

第4類 引火性液体 第一石油類(非水溶性)

揮発性有機化合物(法第2条第4項)(環境省から都
道府県への通達)

海洋汚染防止法

個品運送P(施行規則第30条の2の3、国土交通省
告示)

油性混合物(施行規則第2条の2)

有害液体物質(X類物質)・油性混合物(施行令別表
第1第1号イ(81))

有害液体物質(Y類物質)(施行令別表第1)

有害液体物質(Z類物質)(施行令別表第1)

有害液体物質(X類同等の物質)(環境省告示第148
号第1号)

外国為替及び外国貿易法
船舶安全法
航空法

輸出貿易管理令別表第1の16の項

高圧ガス(危規則第3条危険物告示別表第1)

高圧ガス(施行規則第194条危険物告示別表第1)

港則法

その他の危険物・高圧ガス(法第20条第2項、規則
第12条、危険物の種類を定める告示別表)

道路法

車両の通行の制限(施行令第19条の13、(独)日本
高速道路保有・債務返済機構公示第12号・別表第
2)

特定有害廃棄物輸出入規
制法(バーゼル法)

特定有害廃棄物(法第2条第1項第1号イ、平成30
年6月18日省令第12号)

化学兵器禁止法

有機化学物質(法第29条1、施行令第4条1)

16. その他の情報

参考文献

製造元メーカー提供資料

NITE GHS分類結果一覧

JIS Z 7252 GHSに基づく化学物質等の分類方法

JIS Z 7253 GHSに基づく化学品の危険有害性情報

の伝達方法ーラベル、

作業場内の表示及び安全データシート(SDS)

経済産業省 事業者向けGHS分類ガイダンス

その他

日本ケミカルデータベース(株)SDS作成システム「ezSDS」により作成。

記載内容は現時点で入手できる資料、情報、データ等に基づいて作成しておりますが、含有量、物理・化学的性質、危険有害性等に関しては、いかなる保証をなすものではありません。また、注意事項は通常の取扱いを対象としたものですので、特殊な取扱いをする場合は、用途・用法に適した安全策を実施の上、ご利用ください。

この情報は、新しい情報を入手した場合、予告なしに改訂されることがあります。